

令和3年12月22日(水曜日) 午後2時23分 開 議

●議事日程第1号 12月22日(水曜日)

第1 開 会

第2 新議員の紹介及び議席の指定

第3 会期の決定

第4 行政報告及び提出議案説明

第5 議案第8号 令和3年度飯塚地区消防組合補正予算(第1号)  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第6 議案第9号 飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第7 議案第10号 飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第8 認定第1号 令和2年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定  
(提案理由の説明、決算審査報告、質疑、討論、採決)

第9 報告第2号 専決処分の報告(消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)  
(報告、質疑)

第10 一般質問

第11 署名議員の指名

第12 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時23分 開会

◎議長(松延 隆俊)

△開会

出席議員が定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。

△黙とう

去る8月18日に逝去されました飯塚市選出の故 梶原善充 議員のご冥福をお祈りし、黙とうを捧げたいと思いますので、皆さんご起立をお願いいたします。

黙とう

【黙とう】約30秒

◎議長（松延 隆俊）

お直り下さい。ご着席をお願いいたします。

△新議員の紹介と議席の指定

◎議長（松延 隆俊）

次に、本組合議会議員になられました、飯塚市選出の久世賢治議員をご紹介しますとともに、久世賢治議員の議席を3番に指定いたします。

△会期の決定

それでは、会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。本定例会の会期は、12月22日、1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月22日、1日と決定いたしました。

△行政報告及び提出議案

◎議長（松延 隆俊）

次に、行政報告及び提出議案に入ります。組合長の行政報告及び提出議案の説明をお願いいたします。片峯組合長。

○組合長（片峯 誠）

本日、令和3年第3回消防組合議会定例会を招集するに当たり、本年2月定例会以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに、平成24年度より飯塚地区消防組合基本計画に基づき進めてまいりました組織再編につきましては、本年4月2日に岩崎出張所が業務を開始したことで、1消防本部1消防署3分署3出張所による新体制がスタートいたしました。これからは、新しい庁舎を拠点とし、地域に根差した消防体制を構築し、より一層住民に愛され信頼される消防署となるように、職員一丸となって努力してまいりますので、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、新体制がスタートしたことに併せて、消防組合開設50周年記念誌を作成し、関係機関へ配布いたしました。

次に、救急救命士の養成につきましては、本年12月までに、教育研修計画に基づき、国家

試験に合格した2名に2か月間の就業前研修を、資格取得後2年ごとの再教育として15名に48時間の病院内研修を実施したほか、東京研修所及び九州研修所で実施される養成課程に各1名を入校させております。

次に、11月13日に飯塚消防署において消防フェスタを開催し、事前に募集した18組の親子の参加を得て、家庭内の防火意識の普及啓発を図りました。

一方、「幼年消防ふれあいまつり」及び「防火ポスターコンクール」については、本年も新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を中止いたしました。防火ポスターについては、歴代コンクールの最優秀作品を集約したポスターを作成し、火災予防の普及啓発を図りました。

次に、一般住宅等の防火診断につきましては、コロナ禍で対面指導が困難であったため、過去に発生した火災事例をホームページに掲載し、類似火災の発生防止を呼びかけました。

また、住宅火災警報器の普及啓発を図るため、一般家庭を対象に、同警報器の設置状況調査を電話で実施いたしました。

次に、研修、訓練等の実施状況につきましては、職員の資質の向上を図るため、消防大学の救助科及び幹部科にそれぞれ1名、福岡県消防学校の初任教育に4名、各種専科教育課程に9名を入校させたほか、福岡県市町村職員研修所に19名を入所させました。

また、10月13日に春日市で実施された福岡県消防相互応援協定に基づく福岡県全体の合同訓練に、警防隊員6名を派遣いたしました。

以上が本年2月消防組合議会定例会以降、本日までの事務事業の大要であります。

次に、これより消防組合議会に提案いたします議案について申し上げます。

今議会に提案いたします議案等は、補正予算議案をはじめ5件であります。

はじめに、議案第8号は、令和3年度補正予算第1号でございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億647万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億6千959万9千円と定めております。

次に、議案第9号は、飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

次に、議案第10号は、飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

国家公務員の住居手当に対する支給要件の改定が行われたので、本消防組合の支給についても、関係規定を整備するものでございます。

次に、認定第1号は、令和2年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定でございます。

次に、報告第2号は、専決処分の報告で、消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解の報告でございます。

提出議案等は、以上5件でございます。

議案の内容は、上程されました都度、担当者をして説明させますので、よろしくご審議のうえご議決いただきますようお願いを申し上げまして、行政報告及び提出議案の説明を終わります。

△議案第8号 「令和3年度飯塚地区消防組合補正予算（第1号）」

◎議長（松延 隆俊）

それでは、議案第8号「令和3年度飯塚地区消防組合補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を求めます。

笹尾 消防長

○消防長（笹尾 清隆）

令和3年度補正予算説明の前でございますが、先日、消防組合負担金について平成28年度から令和2年度までの5年間、当消防本部が飯塚市と嘉麻市に対し総額9億1,019万7千円の過少請求をしていたという事実が発覚致しました。

このことにより、住民の皆様をはじめ関係機関の方々に大変なご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

過少請求の原因につきましては、私ども消防本部が平成28年度からの予算算出に当たり、新たに追加された経常態様補正に気づけなかったことが原因であり、普通交付税の制度を十分に把握出来ていなかったものと、深く反省しております。

今後は構成市町と組合運営に関する連絡会議を定期的で開催し、二度とこのような事態が発生しないよう、より慎重な事務執行に取り組んで参ります。

なお、今回の組合負担金の過少請求額については、飯塚市、嘉麻市と協議を行った結果、令和3年度から令和7年度までの5年間に分けて、お支払いしていただけることとなり、今回の補正予算にも反映させておりますので、宜しく申し上げます。

本当に申し訳ございませんでした。

それでは、議案第8号「令和3年度飯塚地区消防組合補正予算第1号」の説明をさせていただきます。

お手元の令和3年度飯塚地区消防組合補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の歳入歳出予算の補正は、第1条に記載のとおり既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ5億647万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、28億6,959万9千円とするものでございます。

歳入歳出予算の、補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページに記載の「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

1ページに戻って頂きまして、第2条は、地方債の補正を定め、既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものといたしております。

4ページをお開き願います。

第2表地方債補正は、消防ポンプ自動車整備事業における車両1台購入の契約額が確定したことにより限度額を変更するものでございます。

次に、補正予算の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

6ページをお開き願います。

2歳入、1(款)分担金及び負担金、1(項)負担金、1(目)組合費負担金、補正額、5億8,070万円の追加は、令和3年度 組合費負担金が確定したことによるものでございます。

追加の主な理由といたしましては、令和2年度国勢調査の結果、管内人口は約6,500人減少いたしました。地方交付税の消防費単位費用が、前年度と比較しまして、300円増の1万1,700円となり、そのうち常備消防費分が前年度と比べまして268円増額になったことと、今回、負担金の算出方法として、経常態容補正が追加となったことによるものでございます。

各市町の負担金の内訳については、右説明欄に記載のとおりでございます。

次に、4(款)財産収入、1(項)財産運用収入、1(目)財産貸付収入、46万円の減額は、右説明欄に記載のとおり、組合有建物貸付料の減額によるものでございます。

2(目)利子及び配当金39万5千円の減額は、右説明欄記載のとおり、各基金の預金利子を計上いたしましたものでございます。

次に、5(款)繰入金、1(項)基金繰入金、2(目)消防施設整備基金繰入金、93万4千円の減額は、車両購入費及び消防用器具費充当分が入札効果により減額となったものでございます。

次に、3(目)財政調整基金繰入金9,571万8千円の減額は、財源調整のために繰り入れを予定しておりましたが、組合費負担金及び前年度繰越金が確定したことにより減額するものでございます。

次に、6(款)1(項)1(目)繰越金、2,338万1千円の追加は、前年度繰越金を計上するものでございます。

7ページをご覧ください。

8(款)1(項)組合債 1(目)消防債10万円の減額は、先程もご説明いたしました、車両購入費の減額に伴うものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

3歳出について、ご説明いたします。

2(款)総務費 1(項)総務管理費 1(目)一般管理費の補正額は、5億1,410万5千円を追加するものでございます。内訳は、11節、役務費5万4千円の追加は、職員健康診断手数料の単価が上がったことによるもの、24(節)積立金5億1,405万1千円の追加は、歳入でご説明いたしました、財政調整基金預金利子積立金と、財政調整基金積立金として、組合費負担金が確定したことにより、歳入歳出差引額の余剰分を積み立てるものでございます。

次に、3(款)1(項)消防費、1(目)常備消防費の補正額は、597万5千円を減額いたしております。内訳を各節にそってご説明いたします。

まず、2(節)給料281万1千円の減額、3(節)職員手当等259万6千円の減額、4(節)共済費149万5千円の減額については、職員1名の退職に伴うものでございます。

また、職員手当等につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、防疫等作業手当を設け、特殊勤務手当を追加補正させていただいておりますが、その他の職員手当として、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末勤勉手当が減額になったため職員手当全体では減額となったものでございます。

次に、7(節)報償費、27万円の減額は、火災予防普及宣伝費として、新型コロナウイルス感染拡大防止により、幼年消防ふれあい祭りの中止に伴うものでございます。8(節)旅費、54万3千円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大により事業中止となった会議等による旅費の減額によるものでございます。

次に10(節)需用費、178万8千円の追加は、消耗品として、新型コロナウイルス感染者の救急搬送に用いる救急資機材の補充に伴う追加、燃料費として、原油高騰により消防車両の燃料単価が上がったことによるものでございます。

次に、17(節)備品購入費、46万6千円の減額は、消防用器具費を入札効果により減額するもの、18(節)負担金補助及び交付金、42万6千円の追加は、退職手当組合負担金として、退職予定者2名の特別負担金でございます。

次に、24(節)積立金、8千円の減額は、歳入でご説明いたしました、消防賞じゅつ金基金の預金利子を減額するものでございます。

以上が、1(目)、常備消防費の説明でございます。9ページをご覧ください。

続きまして、2(目)、消防施設費の補正額は、103万7千円を減額いたしております。内訳につきましては、歳入でご説明いたしましたとおり17(節)備品購入費57万円の減額は、車両購入費が減額になるもの、24(節)積立金46万7千円の減額は、各基金の預金利子が確定したことによるものでございます。

次に、3(目)広域災害対応費の補正額は、60万4千円を減額いたしております。内訳につきましては、8(節)旅費、62万3千円の減額は、沖縄県で予定しておりました緊急消防援助隊九州ブロック訓練の中止に伴うもの、10(節)需用費、1万9千円の追加は、先ほどご説明いたしました車両燃料単価の増によるものでございます。次に、4(款)1(項)公債費、2(目)利子1万5千円の減額は、組合債利子が確定したことによるものでございます。

次のページ、10ページ以下の、給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で令和3年度、飯塚地区消防組合補正予算第1号の説明を終ります。ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

◎議長(松延 隆俊)

提案理由の説明が終了しましたが、本議案につきましては、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号「令和3年度飯塚地区消防組合補正予算 第1号」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第9号 飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笹尾消防長

△議案第9号「飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」

○消防長(笹尾 清隆)

議案第9号「飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、関係規定を整備するため、提案するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。次のページをお開き願います。

第22条の2第3号の改正は同号「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加えるものでございます。

第22条の7の改正は同条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同上第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」にそれぞれ改めるものでございます。

3ページに移りまして 第22条の8第1号オの改正は同号中「第28条」を「第29条」に改めるものでございます。

次に附則におきまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第9号飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の説明を終わ

ります。

ご審議のうえご議決賜りますようお願い致します。

◎議長（松延 隆俊）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号「飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第10号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笹尾消防長

△議案第10号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

○消防長（笹尾 清隆）

議案第10号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。議案書の4ページをお開き願います。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、国家公務員の住居手当に対する支給要件が改正されたことに伴い、本消防組合の支給についても関係規定を整備するため、提案するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。5ページをご覧ください。

第15条の改正は第1項中「1万2,000円」を「1万6,000円」に、第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に、同項第1号及び第2号中の「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円を控除」を「1万6,000円を控除」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に、それぞれ改めるものでございます。

次に附則におきまして、この条例は、令和4年4月1日から施行することといたしております。

以上で、議案第10号飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のうえご議決賜りますようお願い致します。

◎議長（松延 隆俊）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、認定第1号、「令和2年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笹尾消防長

△認定第1号「令和2年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」

○消防長（笹尾 清隆）

認定第1号「令和2年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」についてご説明いたします。議案書の6ページをお開き願います。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

歳入歳出決算の状況と施策の成果報告の概要をご説明申し上げます。7ページをご覧ください。

はじめに、1. 決算規模でございますが、令和2年度の決算額は、歳入41億9,407万8千円、歳出41億2,331万4千円であり、前年度決算額と比較しますと、歳入で7億391万円、20.17%の増、歳出で11億3,886万9千円、38.16%の増となっております。

次に、2. 決算収支につきましては、歳入歳出差引額及び実質収支額は7,076万4千円

の黒字となっております。

また、令和2年度の実質収支額から前年度の実質収支額3,332万3千円を差し引いた単年度収支額は、3,744万1千円の黒字となっております。

次に、3.歳入の概要でございますが、歳入決算額41億9,407万8千円の款別の構成比では、分担金及び負担金19億8,094万9千円の47.23%が最も高く、次に組合債13億4,930万円の32.18%、繰越金4億8,906万1千円の11.66%等となっております。

歳入のうち、その大宗をなす分担金及び負担金の組合費負担金は、前年度より9,615万5千円減の19億8,070万5千円で、これは、飯塚市、嘉麻市及び桂川町の令和2年度地方交付税消防費 基準財政需要額のうち、常備消防費の100%に相当する額であります。このうち、飯塚市及び嘉麻市につきましては、市町村合併による普通交付税の特例算定加算額が10%に減額された額となっております。次のページをお開きください。

次に、4.歳出の概要でございますが、歳出決算額は41億2,331万4千円で、前年度決算額と比較して11億3,886万9千円、38.16%の増となっており、その款別の増減額は、議会費5千円の増、総務費84万2千円の減、消防費10億9,911万8千円の増、公債費4,058万8千円の増となっております。

次に、性質別経費の状況につきましては、人件費、18億6,629万8千円・構成比45.27%、物件費、1億3,428万5千円・構成比3.25%、補助費等、1,163万8千円・構成比0.28%、維持補修費、83万4千円・構成比0.02%、投資的経費、19億9,830万2千円・構成比48.46%、公債費1億930万5千円・構成比2.65%、積立金265万2千円・構成比0.07%となっております。

次に、施策の成果についてであります、「5.事務事業の概要」以下に記載いたしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、令和2年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（松延 隆俊）

次に認定議案に関する監査委員の決算審査報告をお願い致します。

永末雄大監査委員

○監査委員（永末 雄大）

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、先に組合長から審査に付されました、令和2年度飯塚地区消防組合決算の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査は、歳入歳出決算と付属書類の合规性、計数の正確性及び財政収支の状況等について行いましたが、いずれも関係法令に準拠した処理がなされ、令和2年度における決算収支の状況を適正に表示していることが認められました。

次に、決算の概要について申し上げます。

歳入総額41億9407万8千円に対しまして、歳出総額は41億2331万4千円で、歳入歳出差引額は7076万4千円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額は7076万4千円の黒字となっております。また、片島分署の水槽付き消防ポンプ自動車、桂川分署及び岩崎出張所の新庁舎を実地見分しましたが、管理状況は良好でありました。

以上、簡単に申し述べましたが、細部につきましては、お手元の意見書をご覧いただきたいと存じます。

おわりに、国の経済については、9月の月例経済報告で「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされておりワクチン接種を促進する中での各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気回復が期待されるものの、国内外の感染症の動向等に影響を受ける不安定な状況は依然として続くものと考えられ、消防組合を構成する各市町においても、依然として、景気回復による財政状況の改善を見込むのは難しい状況であると考えられます。

さらに、飯塚市及び嘉麻市では、市町村合併に伴う地方交付税の特例算定が令和2年度で終了したため、地方交付税の常備消防費分を主な財源としている消防組合において、その影響は非常に大きく、より一層厳しい財政状況になることが見込まれています。

このような状況の中、消防組合においては、平成24年から実施してきた組織再編の取り組みが、本年4月に達成し、新たな体制により業務が開始されています。今後は、新体制として住民の負託に応え、地域に根差し、安定した消防体制の構築を目指すために、限られた予算を効果的、効率的に運用し、さらに安全、安心な地域社会を確立できるよう、関係者の一層の努力を望むものであります。以上で終わります。

◎議長（松延 隆俊）

提案理由の説明及び監査委員の決算審査報告が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号「令和2年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」を原案通り認定することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり認定されました。

次に、報告第2号「専決処分の報告（消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」を議題といたします。

報告事項について説明を求めます。

横江消防署長

△報告第2号「専決処分の報告（消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」

○消防署長（横江 浩）

報告第2号「専決処分の報告（消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」について、ご説明申し上げます。議案書の27ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、令和3年12月13日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要につきましては、2事故の概要及び7事故現場見取り図に記載のとおり、令和3年10月14日16時10分頃、片島分署の水槽付き消防ポンプ自動車は操縦訓練及び水利調査のため、飯塚市庄司175番地、西蓮寺駐車場に入場し、水利状況等の確認等を行うため数分間停車した際に、運転席側後輪下のアスファルト舗装を陥没させたものでございます。

損害の状況につきましては、人的損害双方なし、物的損害は、相手側駐車場のアスファルト舗装（1メートル×0.75メートル）の損傷のみで消防組合側はなしとなっております。

事故の原因は、アスファルト舗装下の地面に20～30センチメートルの深さで空洞になっている箇所があり、その状況に気付かず大型車両を停車させたことが原因でございます。

本件、過失割合は、消防組合が100%、相手側は0%とし、消防組合が相手方に舗装修繕料として、228,910円を支払うものであります。詳細につきましては、6の損害額及び賠償負担額の表に記載のとおりでございますが、損害賠償額228,910円につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会より支払われます。

このような事故が発生したことは誠に遺憾であり、本議会に対し深く陳謝申し上げます。申し訳ございませんでした。今後は、調査等で私有地等を利用させていただく場合は、土地の状況を十分に確認した上で利用するよう指導の徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上で報告第2号の説明を終わります。

◎議長（松延 隆俊）

報告事項についての説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑

を終結いたします。

本案は報告事項でありますのでご了承をお願い致します。

次は、一般質問であります。一般質問の通告はあっておりませんので、一般質問は終結いたします。

#### △署名議員の指名

署名議員を指名いたします。2番岩永利勝議員、3番久世賢治議員、よろしくお願い致します。

#### △閉会

以上をもちまして、議事日程のすべてを終了いたしましたので、令和3年第3回飯塚地区消防組合議会定例会を閉会致します。

大変お疲れ様でした。

午後3時8分 閉会

#### ●出席議員

(出席議員 11名)

1番 松 延 隆 俊	7番 中 嶋 廣 東
2番 岩 永 利 勝	9番 兼 本 芳 雄
3番 久 世 賢 治	10番 永 末 雄 大
4番 原 中 政 廣	12番 吉 松 信 之
5番 下 川 康 弘	13番 城 丸 秀 高
6番 畠 中 博 文	

#### ●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	佐 藤 康 道
〃	和 多 良
〃	中 野 貴 博
〃	松 本 圭 介
〃	大 塚 智 史

#### ●説明のため出席した者

組合長	片 峯 誠
副組合長	赤 間 幸 弘
副組合長	井 上 利 一
消防長	笹 尾 清 隆

次長兼飯塚署長	横 江 浩
参与兼総務課長	篠 崎 太 望
参与兼予防課長	坂 田 潤 治
警防課長	上 尾 雄 一
指令課長	松 岡 春 樹
予防課長補佐	岡 松 則 人
警防課長補佐	花 元 稔 和
副署長兼消防課長	中 西 敏 弘
副署長兼警備課長	北 代 英 治
会計管理者	藤 川 啓 司